

## 中教審「質の高い教師の確保部会」の「審議のまとめ」に対する声明

文部科学省は5月13日に『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）（以下「まとめ」）を公表した。「教職調整額」を「少なくとも10%以上にする」ことを柱とするこの「まとめ」では「給特法」の枠組みを維持した上で「学級担任手当」や「新たな職」の創設の他に、小学校中学年の教科担任制の導入などが盛り込まれた。

給特法は、教員の勤務の特殊性に鑑み、その勤務を包括的に評価して教職調整額を支給することとしている。この法により労基法第37条から教員は適用除外とされ、「自発的勤務」と称する無定量の時間外労働を科せられている。また、「学級担任手当」や「新たな職」の創設は職場に分断をもたらす危険性がある。今回の「まとめ」で示された施策は、大きな問題となっている長時間労働の改善や法律で定められている教員配置に対する欠員の増加、教職志望者不足に対して、実効性のある対策にはなり得ず、むしろ現状を追認するものでしかない。処遇改善のみにとどまり、働き方改革の前進が見込まれない「まとめ」に対し、日教組北陸地区協議会は強い抗議の意を表明する。

長時間労働の解決は、定数改善と業務削減でしかなし得ない。教員の時間外労働を正當に評価しない「給特法」の枠組みが維持されたままでは、業務削減に向けたインセンティブは働かず、過労死ラインを超えて働かざるを得ない現状は一新されない。超過勤務により心身の健康を害しても「自主的・自発的勤務」の法的評価も変わらないままだ。さらには調整額の増加により、「教員の長時間労働は当たり前」という世論形成を図ろうとする姿勢は決して看過できない。

学校現場からは「お金の問題ではない。業務を減らしてほしい」「代替の教職員がいない。人を増やしてほしい」「授業準備の時間が欲しい」「子どもたちにゆとりをもって接することができる職場にしてほしい」といった切実な声が寄せられている。

わたしたちは、引き続き、「給特法」の廃止（抜本的見直し）と、定数改善や指導内容の削減などを求め、教職員が働きやすい職場の実現に向けて、地域・保護者など広く社会と連携しながら根本的な多忙化解消にむけた運動を強化していく。

2024年5月13日

以上

### 【日教組北陸地区協議会】

新潟県教職員組合  
新潟県高等学校教職員組合  
富山県教職員組合  
北陸中央病院職員組合  
石川県教職員組合  
石川県高等学校教職員組合  
福井県教職員組合